

大阪広域水道企業団職員の給料及び管理職手当の特例に関する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員の給料及び管理職手当の特例に関する規程

(職員の給料の特例)

第1条 大阪広域水道企業団の職員（次条第1項に規定する特定任期付職員を除く。以下この条において「職員」という。）の給料の月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「給与規程」という。）、大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第14号）第3条及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 給与条例第4条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。）のうち給与規程第14条に規定する給料表（以下この項において「給料表」という。）の職務の級が8級であるもの 100分の3.1
- (2) 管理職手当受給者（前号に掲げる職員を除く。） 100分の2.5
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員のうち給与規程第9条第1項に規定する再任用職員 100分の1.1
- (4) 第1号及び第2号に掲げる職員以外の職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により任用された職員 その職務の級及び号給（次号において「級号給」という。）の別に応じて別表に定める割合
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 その級号給の別に応じて別表に定める割合

2 職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

(特定任期付職員の給料の特例)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。）第6条第1号に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料の月額、特例期間において、一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項、第3項及び第4項、給与条例、給与規程、大阪広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、これらの額の100分の2.5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 特定任期付職員の手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定は、適用しない。

（減額の割合に異動を生じた場合の取扱い）

第3条 適用される第1条第1項各号又は前条第1項に定める割合に異動を生じた場合は、異動後の割合は、当該異動を生じた日の属する月の翌月以後の給料の月額について適用する。ただし、当該異動を生じた日が月の1日である場合は、その月以後の給料の月額について適用する。

（給与の減額に関する特例）

第4条 特例期間における給与規程第11条第2項の規定の適用については、同項中「翌月以後」とあるのは、「翌月」とする。

（職員の管理職手当の特例）

第5条 管理職手当受給者の管理職手当の月額は、特例期間において、大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の規定にかかわらず、同規程の規定により定められる額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（大阪広域水道企業団職員の給料及び管理職手当の特例に関する規程の廃止）

2 大阪広域水道企業団職員の給料及び管理職手当の特例に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第16号）は、廃止する。

別表 特例期間における減額の割合（第1条関係）

職務の級	号 給	割 合
1 級	65 以下	100 分の 0.7
	66以上	100 分の 1.1
2 級	11 以下	100 分の 0.7
	12以上74以下	100 分の 1.1
	75以上	100 分の 1.5
3 級	41 以下	100 分の 1.1
	42以上	100 分の 1.5
4 級	1	100 分の 1.1
	2 以上28以下	100 分の 1.5
	29以上	100 分の 1.9
5 級	7 以下	100 分の 1.5
	8 以上	100 分の 1.9
6 級	全号給	100 分の 1.9
7 級	1	100 分の 1.9
8 級	1	100 分の 1.9